

事務事業名	21288 私立幼稚園事業														
担当組織	こども健やか部					保育幼稚園課					担当	管理・給付担当			
組織コード	R3	18	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	10	01	98	98	98	記入日	令和 3年 6月 9日	
	R2	18	04	00		R2	01	10	01	98	98	98			

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ		実施計画候補
基本目標	01 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち	○ 対象 ● 対象外
分野	01 子育て支援	
施策	04 幼児教育の充実促進	
事業期間	昭和47年度～	
根拠法令通達等	戸田市私立幼稚園振興補助金交付要綱 戸田市幼児教育施設在園児保護者助成金交付要綱 戸田市副食費の実費徴収に係る補足給付事業費交付要綱 他	関連計画 施政方針
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの	
対象	戸田市内私立幼稚園設置者・市内在住の私立幼稚園児等の保護者	
事業目的	保護者の経済的負担軽減並びに幼稚園経営の健全発展及び教職員の資質の向上を図ることにより、本市幼児教育の振興に寄与することを目的とする。	
事業内容	法令や戸田市例規等の基準に基づいて、幼稚園等設置者等に対して補助金・助成金の交付を行う。	
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()	

2. 実施結果

事業の予算・実績	事業内容		令和2年度 執行額(千円)	令和3年度 予算額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	令和6年度 計画額(千円)
	事業内容		幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う
	事業費		16,999	26,729	40,753	40,753	40,753
	財源内訳	国庫支出金	1,652	2,985	6,900	6,900	6,900
		県支出金	937	2,985	6,900	6,900	6,900
		起債	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	14,410	20,759	26,953	26,953	26,953
	人件費		3,462	3,462	3,462	3,462	3,462
	投入人員	常勤職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
非常勤職員		0.32人	0.32人	0.32人	0.32人	0.32人	
事業費+人件費		20,461	30,191	44,215	44,215	44,215	

目標達成状況	指標名		単位	説明・算定式	R1目標 R1実績	R2目標 R2実績	R3目標 R3実績
	活動①	補助金給付件数	件		2,551 2,308	2,300 157	180 -
	活動②						-
	成果①	補助金給付額	円		210,912,000 184,787,600	184,000,000 2,810,911	3,000,000 -
	成果②						-

目標達成状況の分析	<p>C : 活動・成果ともに達成できなかった。</p> <p><判断理由> 申請のあった補助事業については支給されている。また、交付額については申請・補助対象に対して実施率・給付率ともに100%であったが、数値としては当初想定していたよりは伸びず、未達成となった。</p>
-----------	---

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1年度	2年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<判断理由> 幼稚園を利用している保護者への助成や幼稚園への補助を通じて、幼児教育の充実に対し貢献しているといえる。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 保護者への補助額は、世帯の構成・住民税等で審査し金額を決定しているため、事業費の水準としては適正であると判断する。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 国の補助要綱等に則って行う事業であり、基準に沿った事業展開を行っている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1年度	2年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 保護者への補助額は、世帯の構成・住民税等で審査し金額を決定しているため、公平性があると判断する。

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	特になし

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1現状で継続 <input type="radio"/> 2拡大して継続 <input type="radio"/> 3縮小して継続 <input type="radio"/> 4他事業と統合 <input type="radio"/> 5休止 <input type="radio"/> 6その他見直し <input type="radio"/> 令和4年度で終了 <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 令和2年度で終了
	<判断理由> 幼児教育の無償化に伴って、就園奨励費補助金制度については令和元年度で終了し、新たに子育てのための施設等利用給付が創設され、その給付に係る新規事業として「施設等利用給付事業」を立ち上げ執行管理している。
今後の取組方針	従来通り幼稚園等への助成を行いながら、無償化の給付に係る「施設等利用給付事業」を執行管理していく。保護者への補助金については、よりわかりやすい事業の周知に努め、申請件数を伸ばしていきたい。